

# 広島県フットサル連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は広島県フットサル連盟という。(略称はHFFとする。)

第2条 広島県フットサル連盟(以下「本連盟」)は日本フットサル連盟の定める規定により、ここに本連盟の規約を定める。

(総括)

第3条 本連盟は、広島県サッカー協会及び広島県フットサル委員会並びに中国フットサル連盟の統括を受ける。

第4条 本連盟は、事務所を広島県サッカー協会内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本連盟は、広島県サッカー協会フットサル委員会の指導のもと、フットサル競技の普及及び振興を図り、組織を構成する団体相互の親睦と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フットサル競技の研究及び指導に関すること
- (2) フットサルの普及に関すること
- (3) 指導者の養成に関すること
- (4) フットサル競技会の開催に関すること
- (5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織

第7条 本連盟は連盟加盟チームで組織する。

2. 連盟の目的に賛同する団体及び施設を有する団体は、別に定める細則により本連盟に加盟することができる。
3. 本連盟加盟チームは広島県サッカー協会を通じて(財)日本サッカー協会に登録する。
4. 本連盟加盟チームは広島県フットサル連盟に加盟する。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1)理事長 1名

- (2)事務局長 1 名
- (3)理事 若干名
- (4)監事 1 名

(選出)

第9条 役員は次により選出する。

- (1) 連盟理事は4から10名で構成される。  
広島県フットサル委員会から2から5名、リーグ運営委員会から2から5名。
- (2) 理事長は理事会で互選とする。
- (3) 事務局長は理事長が任命する。
- (4) 監事は理事の推薦に基づき理事会の議決にて選出する。

(職務)

第 10 条 理事長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

理事長は理事会の議長となる。

- 2. 事務局長は理事長を補佐し、理事事故あるいはその職務を代行する。
- 3. 監事は、理事会の議を経て、理事長が委嘱し、本連盟の業務及び財産に関し、監査すること。

(役員の任期)

第 11 条 各役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第5章 名誉会長、顧問及び参与

第 12 条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。名誉会長、顧問及び参与は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。名誉会長及び顧問、参与は、理事会の諮問に応じる。

## 第6章 事務局

第 13 条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。事務局の運営は、理事長が行い、必要に応じて職員を置くことができる。この任免は、理事長があたり、有給とすることができる。

## 第7章 会議及び運営

(会議)

第 14 条 本連盟は次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 常任理事会

(理事会)

第 15 条 理事会は第8条の役員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃
  - (2) 役員の変更
  - (3) 予算及び決算の承認
  - (4) 事業計画及び実施
  - (5) その他重要事項
2. 理事会は毎年 1 回以上開催する他、次の場合に開催することが出来る。
- (1) 理事会在籍者の 3 分の 1 以上が会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求された時

(理事会の定足数)

第 16 条 理事会は、それぞれ在籍者の 3 分の 2 位以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席とみなすものとする。議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第7章 加盟登録

(事務手続き)

第 17 条 本連盟に加盟登録するチーム及び団体等は所定の加盟登録票に加盟料を添えて、チームについては各県連盟を通して、団体等については直接事務局へ、毎年 4 月末日迄に事務手続きを完了しなければならない。

2. 加盟登録を完了しないチームは本連盟の主催する各種大会に出場することができない。

(加盟料)

第 18 条 加盟料は毎年理事会において定める。

(変更事項の報告)

第 19 条 登録後、その内容に変更が生じた時はその都度速やかに本連盟に届けなければならない。

## 第8章 会計

第 20 条 本連盟の経費は次の収入をもって当てる。

- (1) 加盟料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入
- (5) その他収入

第 21 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日にはじまり 3 月 31 日に終わる。

付則 本規約は平成 20 年 4 月 1 日より実施する。  
本規定の改正は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。